

寄 附 行 為

財團法人 日 本 傷 痘 軍 人 会

財団法人日本傷痍軍人会寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、財団法人日本傷痍軍人会と称す。

(目 的)

第 2 条 本会は傷痍軍人等の生活の援護と親睦福祉増進を図ると共に品性の涵養と道義の昂揚に努め、もって公共の福祉の向上及び増進に貢献し日本の繁栄と世界平和に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 傷痍軍人等の教養指導に関する事業
- (2) 傷痍軍人等の更生福祉相談に関する一切の事業
- (3) 傷痍軍人等のために低額な料金の宿泊施設の利用及び住宅の斡旋
- (4) 機関紙その他刊行物の発行
- (5) 傷痍軍人等の実態調査
- (6) 外国の傷痍軍人団体との連絡協調
- (7) 傷痍軍人等の妻及びその家族等の援護、厚生、生活及び健康相談に関する事業
- (8) 傷痍軍人等の妻及びその家族等の援護に関する研修会の開催、助成
- (9) 前各号に掲げるものの外前条の目的を達成するために必要な事業

(事 務 所)

第 4 条 本会は本部を東京都千代田区九段南1丁目5番13号に置き各都道府県に支部を置く。

第2章 資産及び会計

(資産の種類)

第 5 条 本会の資産は次の各号により構成される。

- (1) 設立当初寄附された別紙財産目録記載の財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第 6 条 本会の資産は基本財産と運用財産の二種とする。

2. 基本財産は次の各号より構成され、これを処分することができない。

但し、本会の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、評議員の3分の2以上の

同意を経、なお厚生労働大臣の許可を得てその一部に限り処分することができる。

(1) 前条第1号の財産中現金、金300万円

(2) 基本財産として指定された寄附金品

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3. 運用財産は基本財産の元本以外の財産により構成される。

(経 費)

第 7 条 本会の経費は運用財産をもって支弁する。

(資産の管理)

第 8 条 本会の資産は会長がこれを管理しその方法は理事会の議決を経て定める。

第 9 条 資産のうち現金は郵便官署、確実なる銀行又は信託銀行に預け入れ若しくは信託し或いは国公債等確実なる有価証券に換え保管するものとする、なお、理事会の議決を経て不動産を買い入れることができる。

(特別会計)

第 10 条 本会は理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。

(予 算)

第 11 条 本会の歳出、歳入予算は毎会計年度開始前に理事会の議決を経、評議員会の承認を得てこれを定める。

第 12 条 緊急を要する場合においては、会長は理事会の議決を経て予算の追加又は更生をなすことができる、この場合は次回の評議員会の承認を求めなければならない。

(決 算)

第 13 条 本会の事業報告書、財産目録及び歳入歳出決算は年度終了後3ヶ月以内に監事の監査を経て評議員会の承認を求むるものとする。

第 14 条 毎年度において剩余金を生じたるときは、理事会の議決を経てその一部又は全部を基本財産に編入し又は翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以て終わる。

第3章 役員・評議員及び職員

(役員の定数)

第 16 条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事40名以上45名以内（うち会長1名、副会長3名、専務理事1名とする）

(2) 監事 3名

(役員の選任)

第17条 理事については、各都道府県の正会員の中から各都道府県傷痍軍人会の推薦を受け、評議員会において選任する。

2. 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選によって定める。
3. 監事は評議員会において選任する。

(役員の職務)

第18条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はあらかじめ会長の指名する順序に従い、その職務を代理する。
3. 専務理事は会長を補佐し日常の軽易な業務及びあらかじめ理事会で定めた範囲の業務を行う。
4. 理事は理事会を組織し本会の事業を執行する。
5. 監事は民法59条の職務を行う。

(役員の任期)

第19条 役員の任期は2年とする但し再任を妨げない。

2. 補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
3. 役員はその任期満了と雖も後任者が就任するまではその職務を行う。

(役員の解任)

第20条 役員は任期中と雖も本会の名誉を毀損し又は目的趣旨に反するような行為があった時は前条の規定にかかわらず評議員会の意見を聞き理事会の議決により解任することができる。

(評議員)

第21条 本会に40名以上50名以内の評議員を置く。

2. 評議員は評議員会を組織しこの寄附行為に定める事項を審議する。
3. 評議員は各都道府県毎に正会員の中から1名宛を各都道府県傷痍軍人会が選出する。
4. 前項に定めるもののほか、理事会は評議員3名を選任することができる。
5. 評議員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
6. 補欠により就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
7. 評議員は、任期中と雖も本会の名誉を毀損し又は目的趣旨に反するような行為があつた時は、評議員会の同意を得て解任することができる。

(総裁・顧問等)

第22条 本会に総裁、顧問を置くことができる。

2. 総裁は評議員会の議決を経て推戴する。
3. 顧問は理事会の議決を経て会長が委嘱する。

第23条 総裁、顧問は、本会の重要な事項について会長の諮問に応える。

(役員等の名誉職制)

第24条 総裁、顧問、役員及び評議員は名誉職とする。但し常時勤務する役員には勤務に相当する報酬を給することができる。

(職 員)

第25条 本会に若干名の職員を置く。

職員は会長が任免する。

第4章 会 議

(理事会・評議員会)

第26条 会議はこれを理事会、評議員会の2種に分ける。

第27条 理事会は会長隨時これを招集し、その議長となる。

評議員会は会長これを招集し議長はそのつど評議員の互選で定める。

理事会又は評議員会の構成員の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは会長は会議を招集しなければならない。

第28条 会議は構成員の過半数の出席がなければその議事を開き議決することができない、但し招集再開のときはこの限りではない。

第29条 会議の議事は出席者の過半数の同意を以てこれを決する。
可否同数のときは議長の決するところによる。

第30条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は予め通知された事項についてのみ書面を以て表決をなし又は代理人に委任することができる、この場合は出席したものと見做す。

第31条 会長は簡易な事項又は急を要する事項については書面を送付して賛否を求め会議にかけることができる。

(理事会の権限)

第32条 理事会にはこの寄附行為に規定してあるものの外次の事項を附議する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 諸規定の制定並びに改廃
- (3) その他会長が附議した事項

(評議員会の権限)

第33条 評議員会には、この寄附行為に規定してあるものの外次の事項を附議する。

- (1) 歳出、歳入予算並びに決算の承認
- (2) 基本財産の処分及び事業計画
- (3) 予算外のあらたな債務の負担又は権限の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 解散（民法第68条第1項第3号及び第4号の場合を除く）
- (6) 解散（破産の場合を除く）時における残余財産帰属者の選定
- (7) その他会長が附議した事項

第5章 会 員

(会員の種類)

第34条 本会の会員は次の通りとする。

(1) 正会員

全国都道府県を単位とする傷痍軍人会の会員にして理事会の承認を得たものとする。

(2) 賛助会員

本会の目的に賛同し、これを援助しようとする者のうちから理事会で選考したものとする。

(3) 名誉会員

本会に特に功労があり理事会で推薦したものとする。

(会費)

第35条 会員は毎月評議員会で定める額の会費を各都道府県傷痍軍人会が徴集して本会に納付するものとする。

2. 既に納めた会費は事情の如何を問わず返還しないものとする。

(除名)

第36条 理事会は次の各号の一に該当する会員を除名することができる。

(1) 会費を1年以上納めない者

(2) 本会の目的、趣旨に反し又は名誉を著しく傷つける行為のあった者

(大会)

第37条 大会は正会員をもって構成する。

2. 大会は会長が必要と認めたときに招集する。

3. 大会には評議員会において必要と認めた事項を附議する。

4. 大会の議長は評議員会において推薦し、大会の承認を得た者とする。

第6章 寄附行為の変更又は解散

(寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為は評議員の3分の2以上の同意を経、なお厚生労働大臣の認可を得て変更することができる。

(解散)

第39条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの解散事由により解散する場合の外、理事会に決議及び評議員の3分の2以上の同意を経、なお厚生労働大臣の認可を得て解散することができる。

(残余財産の帰属)

第40条 前条により解散したときの残余財産は評議員会の議決を経、なお厚生労働大臣の許可を得て本会と類似の目的を持つ他の団体へ寄附するものとする。

第7章 附 則

第41条 この寄附行施行について必要な細則は理事会の議決を経て会長がこれを定める。

第42条 本会設立当初の役員は次の通りとする。

附 則

1 この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。